

1. 今後の協議会の運営にあたっては、以下のとおり進めていくこととする。
 - ① **協議会は、事業の進捗等を確認するために、少なくとも年 1 回は開催**する。
 - ② **協議会の下に実務担当者で構成する「実務者会議」を設置し、実務的・専門的な内容の協議は実務者会議の場で議論を行い、その内容は協議会へ報告**する。
 - 実務者会議の構成員は、国、自治体、関係漁業者の組織する団体、選定事業者のほか必要に応じて専門家等を含めることを想定。
 - 実務者会議の議論事項として、（A）地域や漁業との協調・共生のための基金の運用方法（透明性の確保）、（B）漁業影響調査や環境影響評価の事後調査について、内容や実施時期・頻度、影響有無の判断方法、情報公開の方法等を想定。
2. **次回の協議会は促進区域内での工事を開始する前に開催し、選定事業者からの説明にあった、協議会意見とりまとめの留意事項に照らした取組内容のうち、関係者間で協議・調整を行う事項**について、選定事業者から調整状況を報告いただく。